

東久留米市教育振興基本計画【改訂版】(案) に対するパブリックコメント

募集期間：平成27年9月15日(火)～10月16日(金)

受付件数：6人(18件)

※長文でのご意見等については要約するなどの編集をさせていただきます。

※ご意見は計画(案)の該当項目順に掲載しています。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する方針等
1	教育委員会の役割について	教育委員会の最大の役割は、国民、市民の負託に応え、教師と生徒を応援することであり、教師と生徒を支配し、管理することではないと考える。	市教育委員会では、教育目標及び市教育振興基本計画に基づき、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指し、日々、教育行政を推進しています。
2	「大綱」及び教育振興基本計画【改訂版】それぞれに「憲法」の概念を入れたらどうか	教育振興基本計画【改訂版】の基本方針と基本施策の中で、市教育委員会教育目標に示されている「東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、(以下略)～目指します。」と明確に「日本国憲法」について述べている。しかし【大綱】及び教育振興基本計画【改訂版】では憲法に代わり、抽象的な「人権尊重」が大いに語られている。人権尊重は重要であるが「憲法」のような最高法規としての法的概念がなければ、「人権尊重」さえも保障されない。まずは明確に「大綱」と教育振興基本計画【改訂版】それぞれに「憲法」概念を入れることを求める。	教育振興基本計画は、教育委員会の教育目標を実現するための行政計画として策定します。
3	P.15～16 基本施策Ⅰーア「人権尊重教育の推進」	人権の問題を心の問題にすり替えるような、現行の「人権教育と心の教育の充実」よりはすっきりした。人権尊重の概念は憲法の基本的人権、特に教育に関しては19条、20条、23条、26条をベースに考えているのか。	市教育委員会では、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本方針」及び「東京都人権施策推進方針」等に基づき、人権教育を推進していきます。

4	P. 16 基本施策 I -イ「道徳教育の充実」	<p>「いま、人の心は荒（すさ）んで、殺人事件などが頻発している。だから子どもたちに道徳を」と言われているが、大人にこそ必要ではないか。国家がからむ大きな犯罪ほど罪を問われない。戦争や原発事故を起こしたのはだれか。無責任体制が蔓延している下に人々は暮らしている。市民道徳は必要だが徳目の押しつけではなく、子ども一人ひとりを大事にする教育全体で子どもの学習権を保障し、子どもの自己肯定感を育てることが必要である。戦前、私は「修身」を習ったが何の感動もなく、身に付いたのは建前だけである。子どもたちを本音と建前を使い分けるような人間にしてはならない。</p>	<p>平成27年3月に、学習指導要領が改正されました。今回の改正では、いじめの問題への対応の充実や、子どもの発達の段階に応じた内容構成の重点化、問題解決的な学習を取り入れた指導方法の工夫などが示されています。一人ひとりの児童・生徒が道徳的な課題を自分自身の問題ととらえ、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」へと転換を図るものです。本市の小・中学校では、改正された学習指導要領の内容を一部先取りして、実施すべく準備を進めていきます。</p>
5	P. 16 基本施策 I -イ「道徳教育の充実」	<p>戦前もこの『道徳』教育については厳しく行われた。明治政府は学校令の公布以来、国家主義的教育統制を目指し帝国憲法の発布の翌1890年に、国民教育、国民道徳の最高規範として教育勅語を発布した。時代とともに国家主義的・軍国主義的解釈が加えられ、学校教育のあらゆる機会をとらえて、学生・生徒・児童に教えられた。この儒教道徳で強調されたのは「修身齐家治国平天下」「身を修め、家をととのえ、それによって国家は治まる」で、教育を通じて軍国主義に利用された。道徳そのものは歴史として学び、また、個人の問題なら問題ない。問題は、国家が政治的・思想的統治手段として都合よく押し付けることにあることを、戦前の反省から学んだはずである。歴史的総括を抜きに、ただ「道徳」と国家が言い出すことには違和感がある。それ故、教育振興基本計画【改訂版】において『道徳』教育をただ強調することについては慎むべきと考える。</p>	<p>平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに、学習指導要領が改正されました。平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別の教科 道徳」が実施されます。今回の改正では、いじめの問題への対応の充実や、子供の発達の段階に応じた内容構成の重点化、問題解決的な学習を取り入れた指導方法の工夫など、「考える道徳」「議論する道徳」へと転換が図られています。こうした趣旨に沿って道徳の授業を改善するとともに、家庭・地域社会との連携を推進し、道徳教育を充実させていきます。</p>

6	P. 18 基本施策Ⅰーエ「不登校問題への対応」	①不登校・登校拒否の子どもたちの理解、②家族の支援、③学校との連携、④地域との結び付きの4点が大事である。不登校を子どもの問題とだけとらえるのではなく、周辺の問題を含めて広く考えることが必要である。この4月にNPO法人オニバスの種を設立し、その中にはこれまで任意団体として活動してきた、どじょっこの会（不登校・登校拒否を考える東久留米の会）、オニバスの種（不登校の子どものための居場所・フリースペース）が入っている。親を支え、子どもの居場所を学校以外にもつくること、そして地域で子どもを支え、親を支えることが必要である。このことを計画に反映してもらいたい。	不登校問題への対応については、学校だけではなく、適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係諸機関とともに、家庭や地域との連携も大切です。さらに連携を強化し、組織的・多面的に不登校の児童・生徒を支援していきます。
7	P. 21 基本施策Ⅰーク「食育の推進」	食育を推進するなら、食育に欠かせない学校給食は民営化しないでほしい。「Ⅲのオ」でも学校給食をうたっている。妙な理屈を付けて、教育にかかる経費をけちらさないでほしい。	小学校給食については、献立の作成、食材の選定・調達、給食指導などはこれまでと変わらず学校栄養士と教員が直接行っていきます。その上で「給食の安全・安心の継続」を目的として、小学校給食の調理業務委託を推進していきます。
8	P. 22～27 基本施策Ⅱーア「基礎的・基本的な学力の定着」	基礎的・基本的な学力を大事にすることは学校教育の基本である。何を学力とするかについてはいろいろな考えがあるが、Ⅱーイの思考力、判断力、表現力も含めて考えるのが普通である。「定着」とあるが、覚えることと応用することを考えているのか。PISA型学力だけが学力ではない。全国平均、都平均に一喜一憂してはいけない。定着に名を借りて学力競争をすれば学校教育は荒廃する。	学校教育法で示されている通り、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いていきます。
9	現行計画にある「家庭との連携による学習習慣の確立」について	この項目をなぜなくしたのか。学校と家庭の連携は大事なことではないのか。そこに示されていた「情報モラル教育の推進」はどうなったのか。愚劣なテレビ番組が氾濫し、携帯情報機器にかかわる犯罪が多発している中、メディアリタラシーの教育は大事ではないか。	「家庭学習の積極的な展開」は、「基礎的・基本的な学力の定着」の具体的施策として、「情報モラル教育の推進」は、「いじめ防止教育の推進」の具体的施策として述べています。

10	P. 33 基本施策Ⅱ-エ「地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」	(10. 地域を生かした体験活動の充実について) 豊かな自然は東久留米の魅力である。その自然を活かして子ども達に様々な体験活動をさせることはとても有意義なことなので、大いに進めていただきたい。	東久留米市には湧水をはじめ、豊かな自然が残されています。理科、生活科、総合的な学習の時間などで体験学習を積極的に取り入れていきます。
11	P. 34 基本施策Ⅱ-オ「学校図書館の充実」 P. 46～53 基本施策Ⅳ-ア「生涯学習活動の充実」 基本施策Ⅳ-イ「図書館サービスの充実」 基本施策Ⅳ-ウ「文化財の保護と活用」	このような活動（左記の項目）を十分行うためには、現状の民間委託による体制では、市との連携に支障があり、無理がある。市（公）による直接的・継続的で充実した図書館・学校図書館のヒト（職員）の配置・育成と、施設・設備作りを考えていただきたい。	学校図書館の充実を図るため、27年度から全小・中学校に学校司書を委託により配置しました。活用状況等を検証し、学校図書館のさらなる充実を図っていきます。図書館事業については、地区館は民間業者を導入して地域に密着したサービスの向上を図っています。現在、図書館のあり方検討を進めており、図書館の役割と市の責任、サービスの向上を図る効率的な運営方法について検討を進めています。
12	P. 34 基本施策Ⅱ-オ「学校図書館の充実」	施策体系図の中に「学校図書館の充実」が明記されたことはとても喜ばしい。読書することで多様な価値観に触れ、想像力を豊かにすることは、人権尊重教育、道徳教育、いじめ防止教育にも通じるものがある。具体的には、専門の図書館司書の配置日数や配置時間を増やすことに取り組んでいただきたい。なぜなら、専門知識を持った司書が常時いることで、学習や子どもの読書に必要な本を揃え、使いやすいように整備し子どもや教師に本を提供するということが有効に行われるからである。	学校図書館の充実を図るため、27年度から全小・中学校に学校司書を委託により配置いたしました。活用状況等を検証し、学校図書館のさらなる充実を図っていきます。
13	P. 44～45 基本施策Ⅲ-カ「教科書採択の適正な実施」	今年の教科書採択に際して、従来の手続きに従って検討され、教育委員全員が日本を戦前の体制に引き戻そうとする、さきの戦争を正義の戦いだと肯定する育鵬社版歴史・公民教科書を取らなかった良識に敬意を表す。しかし、短時日に沢山の見本の中から、しかも全教科にわたって、使用する教科書を選ぶのは無理がある。	法令や通知に従い、本市の市立小・中学校において使用する教科書の採択については、本市教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に行っていきます。

		東久留米市では東京書籍の教科書を多く採用しているが、来年から学ぶ中学生にとって本当に役立つ教科書なのか。適正な実施というならば選んだ者の責任として、採択された教科書の全部を丁寧に読み、検証してもらいたい。もっとよく採択できる方法を考えていただきたい。	
14	P. 45 基本施策Ⅲーキ「学校の適正規模・適正配置」	現行にない項目である。学校統廃合のための布石なのか。それならば反対である。	現行の P. 36 上段に記載があります。 東久留米市では、平成14年に教育委員会が定めた「東久留米市学校再編成計画」に基づき、これまで再編成を進めてきました。一方、平成27年1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が示されたことから、この国の新しい指針と市の計画とを照らし合わせて、検証を行っているところです。
15	P. 49～51 基本施策Ⅳーイ「図書館サービスの充実」	充実を言うのであれば、指定管理者に任せるのはやめてもらいたい。	地区館に導入した指定管理者の成果については、現在検証を進めています。検証がまとまりましたら、その結果をふまえ、図書館の一層の充実を図っていきます。
16	P. 49～51 基本施策Ⅳーイ「図書館サービスの充実」3 資料・情報提供の充実と学習支援(図書館)【方向性】	以下のように付け加えてはどうか。 「図書館が抱える現在の課題や議論などの情報を提供し、市民とともに図書館の在り方を考えます。」	現在、図書館のあり方検討を進めているところです。
17	P. 50 基本施策Ⅳーイ「図書館サービスの充実」	4 歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存(図書館)【現状と課題】に、市政情報の提供・保存の庁内連携が未整備の記述に加え、「図書館の役割についてさらに議論を深めてゆく必要があります」を加え、【方向性】に「公文書管理の中心的機関としての中央図書館利用の可能性を検討します。」を加えたらどうか。	公文書管理の今後については、市長部局や文化財担当と連携し検討を進めていきます。

18	中央図書館と指定管理者を導入した3地区館との比較について	図書館法の「国民の教育と文化の発展に寄与する」という設置目的により図書館には無料原則があり、指定管理者が経費節減を行うには人件費を抑制することになる。それは運営に不安定さを持ち込むことになる。図書館にとって最も大事な継続性・蓄積性は、継続性のある正規職員が安定的に支えている。中央図書館は培ってきた本来のすばらしさをますます磨いてほしい。	地区館に導入した指定管理者の成果については、現在検証を進めています。検証がまとまりましたら、その結果を踏まえ、現在進めている図書館のあり方検討において、中央図書を含む運営方法を検討し、図書館の一層の充実を図っていきます。
----	------------------------------	---	--